五頭	四頭	二十三頭	十九頭
		二十二頭	十八頭
六頭	五頭	二十一頭	
七頭		二十頭	十七頭
		十九頭	十六頭
八頭	六頭	十八頭	十五頭
九頭	七頭	十七頭	十四頭
		十六頭	十三頭
十頭	八頭	十五頭	
十一頭		十四頭	十二頭
		十三頭	十一頭
十二頭	九頭	十二頭	十頭
十三頭	十頭	十一頭	九頭
		十頭	八頭
十四頭	十一頭	九頭	
十五頭		八頭	七頭
		七頭	六頭
十六頭	十二頭	六頭	五頭
十七頭	十三頭	五頭	四頭
		四頭	三頭
十八頭	十四頭	三頭	
十九頭		二頭	二頭
		一頭	一頭

備考

一　犬及び猫の頭数は、親と同居する子犬又は子猫の頭数及び繁殖の用に供することをやめた犬又は猫の頭数（その者の飼養施設にいるものに限る。）を除く。

二　一人当たりの飼養又は保管をする犬又は猫の頭数に対して、猫又は犬の頭数の組合せが複数ある場合は、最大値が上限となる。

○環境省令第八号

動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第三十九号）の一部の施行に伴い、及び動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）の規定に基づき、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年四月一日

環境大臣　小泉進次郎

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（第一種動物取扱業の登録の申請等） **第二条**　（略） 2・3　（略） 4　（略） 一～四　（略） 五　営業時間（特定成猫の展示を行う場合にあっては、営業時間及び第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令（令和三年環境省令第七号。以下「基準省令」という。）第二条第五号イ⑴に規定する特定成猫の展示時間） 5～9　（略） （第一種動物取扱業の登録の基準） **第三条**　（略） 一　（略） 二　販売業（動物の販売を業として行うことをいう。以下同じ。）を営もうとする者にあっては、様式第一別記により事業の実施の方法を明らかにした書類の記載内容が、基準省令第二条第四号チ、第七号ロからヘまで及び同号リに定める内容に適合していること。	（第一種動物取扱業の登録の申請等） **第二条**　（略） 2・3　（略） 4　（略） 一～四　（略） 五　営業時間（特定成猫の展示を行う場合にあっては、営業時間及び第八条第四号に規定する特定成猫の展示時間） 5～9　（略） （第一種動物取扱業の登録の基準） **第三条**　（略） 一　（略） 二　販売業（動物の販売を業として行うことをいう。以下同じ。）を営もうとする者にあっては、様式第一別記により事業の実施の方法を明らかにした書類の記載内容が、第八条第一号から第三号まで、第五号から第七号まで及び第十号に定める内容に適合していること。